

事務連絡
令和5年1月12日

監理団体の皆様へ

「農業技能実習評価試験」試験実施機関
(一般社団法人全国農業会議所)

農業技能実習評価試験 専門級及び上級試験における「実技試験のみ受検」
に関するお申込について

農業技能実習評価試験については、日頃より格別のご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび、令和5年4月1日以降に実施する試験については、「実技のみ」の申請についても受け付けることといたしました。

上記日程以降に実施する試験において、実技試験のみの受検を希望される際は、外国人技能実習機構の受検手続き支援サイトより、受検科目「実技のみ」として申請いただきますようお願いいたします。

なお、上記日程以降に実施する試験について、既に「学科及び実技」で申請されていて、変更をご希望される場合は、下記留意事項をご覧の上、添付資料を参考に変更手続きを行っていただきますようお願いいたします。

記

■添付資料

【資料1】農業技能実習評価試験 専門級及び上級試験における「実技試験のみ受検」への変更手続きについて

【資料2】学科を受検することによる具体的なメリットについて

■留意事項

1. 受検料について

外国人技能実習機構の受検手続き支援サイト（以下「支援サイト」という）より、受検希望日(From)が2023年4月1日以降で受検科目「実技のみ」で申請されている場合は、実技試験のみの受検料請求書（10,300円）を送付いたします。

2. 支援サイトで申請済の場合の変更手続きについて（受検料未入金の場合）

支援サイトより受検科目「学科及び実技」でお申込み、実技試験のみの受検に変更される場合の変更手続きは【資料1】をご参照ください。なお、次の2点についてご注意ください。

- ・変更手続きの受付期限は2023年3月31日までとなります。
- ・2023年4月実施の試験の変更手続き期日は、試験日の1カ月前となります。

3. 支援サイトで申請済の場合の変更手続きについて（受検料入金済の場合）

学科試験及び実技試験の受験料15,400円を入金済みで、実技試験のみに変更される場合、差額5,100円を返金いたします。返金入金日は、2023年4月中旬を予定しています。手続きは【資料1】をご参照ください。

4. 受検回数の制限について（現状と変更なし）

同等級の受検は再試含め一人2回までです。例えば、初回「実技のみ」を受検し不合格となり、再受検「実技のみ」を受検後に「学科のみ」を受検することはできません。

5. 再受検について

再受検は初回受検で不合格となった科目を受検していただきます。専門級及び上級試験における次の再受検には現在対応していません。

初回受検	初回結果	再受検
実技のみ	実技：合格	学科のみ
実技のみ	実技：不合格	学科・実技
学科・実技	学科：不合格 実技：不合格	実技のみ

農業技能実習評価試験 専門級及び上級試験における 「実技試験のみ受検」への変更手続きについて

外国人技能実習機構の受検手続き支援サイトで承認されている受検者の受検科目の変更をご希望される場合、農業技能実習評価試験事務局のメールアドレス宛に以下の内容を記載のうえご連絡ください。

なお、変更の受付は2023年3月31日までとさせていただきますが、2023年4月実施の試験の変更手続きは、試験日の1カ月前までの受付とさせていただきます。

1. 宛先

nougyou_shiken1 (あつとまーく) nca.or.jp

※メールの際は (あつとまーく) を「@」に変更して宛先設定してください

2. 件名

受検希望科目変更

3. 本文

- ① 監理団体名、担当者名、電話番号
- ② シリアル番号
- ③ 受検者氏名
- ④ 実習実施者名
- ⑤ 変更前の受検希望科目 (例：学科・実技)
- ⑥ 変更後の受検希望科目 (例：実技)
- ⑦ 受検日 (決まっている場合)
- ⑧ 受検会場 (決まっている場合)
- ⑨ 受検料振込日 (振り込みしている場合)

※差額の返金がある場合には「農業技能評価試験受験料返金申請書」をメール送信いたしますので、必要事項を記載のうえ返信をお願いいたします。返金日は2023年4月中旬を予定しています。

4. その他

該当者が多数の場合は、上記内容をエクセル等でまとめてご連絡いただいても結構です。

変更手続きが完了しましたらその旨を返信いたしますので、すみやかに外国人技能実習機構の受検手続き支援サイトの受検希望科目を変更してください。変更されない場合は、試験結果を反映することができなくなりますのでご注意ください。

学科を受検することによる具体的なメリットについて

技能実習生が技能実習評価試験における学科試験を受検いただき合格された場合、監理団体におかれましては「優良な監理団体」、実習実施者におかれましては「優良な実習実施者」と判断されるための加点対象となります。（※1）

「優良な監理団体」「優良な実習実施者」と判断された際は、技能実習生の受け入れ人数枠等が拡大されます。（※2）

※1：技能実習制度 運用要領（出入国在留管理庁・厚生労働省 編）

【URL】

https://www.otit.go.jp/files/user/%E6%8A%80%E8%83%BD%E5%AE%9F%E7%BF%92%E5%88%B6%E5%BA%A6%20%E9%81%8B%E7%94%A8%E8%A6%81%E9%A0%98%EF%BC%88%E3%82%BB%E3%83%83%E3%83%88%E7%89%88%EF%BC%89_221001.pdf



【QRコード】

○「優良な実習実施者」P106-109より抜粋

<p>Ⅲ 直近過去3年間の2・3級程度の技能検定等の学科試験の合格実績</p> <p>* 2級、3級で分けず、合格人数の合計で評価</p>	<p>・合格者2人以上:5点</p> <p>・合格者1人:3点</p>
---	-------------------------------------

○「優良な監理団体」P217-221より抜粋

<p>Ⅲ 直近過去3年間の2・3級程度の技能検定等の学科試験の合格実績</p> <p>* 2級、3級で分けず、合格人数の合計で評価</p>	<p>・2以上の実習実施者から合格者を輩出:5点</p> <p>・1の実習実施者から合格者を輩出:3点</p>
---	---

※ 2 農業分野における外国人技能実習制度の概要（全国農業会議所）

【URL】 <https://www.maff.go.jp/j/keiei/foreigner/attach/pdf/index-56.pdf>



【QRコード】

OP 8 より抜粋

(3) 技能実習生の受入人数枠

① 基本人数枠

会員企業（組合員）の常勤職員数	受入可能な人数枠
301人以上	常勤職員数の20分の1
201人以上 300人以下	15人
101人以上 200人以下	10人
51人以上 100人以下	6人
41人以上 50人以下	5人
31人以上 40人以下	4人
30人以下	3人

ただし、常勤職員に技能実習生（1号、2号、3号）は含まない。また1号実習生は常勤職員の総数、2号実習生は常勤職員数の総数の2倍、3号実習生は常勤職員数の総数の3倍を超えることはできません。

② 団体監理型の人枠

第1号 (1年間)	第2号 (2年間)	優良な実習実施者・監理団体の場合		
		第1号(1年間)	第2号(2年間)	第3号(2年間)
基本人数枠	基本人数枠の2倍	基本人数枠の2倍	基本人数枠の4倍	基本人数枠の6倍